

〈ファミリー・サポート・センター総合保障制度のご案内〉

団体総合補償制度費用保険

協力会員が、本センターの紹介により援助活動中や、援助活動のための自宅と援助を受ける子ども宅や保育所等の往復途上(自宅との通常の経路)において傷害を被ったときに補償します。

事由	保険金額 (補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	500万円	事故日から180日以内の後遺障害(等級別割合)
入院(1日)	3000円	事故日から180日以内の入院(入院日数)
手術	3000円×所定倍率	事故日から180日以内の治療のための手術
通院	2000円	事故日より180日以内(90日程度)

賠償責任保険

協力会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体又財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由/対象者	第三者(支払限度額)	依頼会員子ども(支払限度額)
対人事故補償	1名3億円 1事故20億限度額	1名3億円1事故20億円程度
対物事故補償	1事故・期間中2000万円	1事故・期間中2000万円
事故対応費用	1事故・期間中1000万円	1事故・期間中1000万円

対人見舞費用

法律上の損害賠償責任が発生しない対人事故についての慣習的な見舞金制度

	死亡10万円/後遺障害4000円～10万円	
対人見舞費用	入院(31日以上) 5万円	治療(31日以上) 3万円
	(15～30日) 3万円	(15～30日) 2万円
	(8～14日) 2万円	(8～14日) 1万円
	(7日以内) 1万円	(7日以内) 5000円

神戸市ファミリー・サポート・センター事業 補償保険 Q&A

業務中傷害補償特約

Q1: 依頼の内容が市外にまたがる場合でも、保険は適用されますか？

A : 適用されます。

Q2: 依頼会員の希望で子どもの送り迎えに自動車を使用する場合、その際に怪我をした場合、保険は適用されますか？

A : 活動中の交通手段は問わず、業務中傷害補償特約は適用されます。ただし、サポート中に自動車を使用したサポート活動の場合、自動車保険の対人・対物が適用される賠償事故に関しては協力(両方)会員個人の自動車保険で対応することになりますので、賠償保障は適用されません。尚、自転車においては業務中傷害補償特約及び賠償責任保険共に、依頼会員が指定する場所までの通常の経路のみ保険適用されます。

賠償責任保険

Q1: 預かっている子どもが公園等でケガをした場合、保険は適用されますか？また、預かった子どもを連れて遠出中に子どもがケガをした場合、保険は適用されますか？

A : 監督者として子どもを預かっているうえで、注意義務が不足していたなど、監督者の賠償責任を負うべき場合、賠償責任保険を適用して実損害で対応します。

Q2: 援助活動のため、子どもが一人で協力(両方)会員の家に行く途中、ケガをした場合、賠償保険は適用されますか？

A : ファミリーサポート活動への往復途上で子どもがケガをした場合、今回の補償制度では対象外になります。ただし、個人でご加入の傷害保険は対象になることが多いので、日常的なケガのリスク等に備えて個人での加入を推奨いたします。

Q3: 依頼会員から預かっている子どもが、協力(両方)会員の子どもにケガをさせた場合、あるいは、預かっている子どもに家の物品を壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A : 適用されません。

ただし、Q2同様に個人での保険が対象になる可能性が高く、傷害保険、個人賠償責任保険、火災保険の加入により補償範囲とケースによりますが、保険の補償対象になることがあります。